

	<h2>46. 森林愛護章</h2>	★ 考査員認定	
---	--------------------	---------	--

考査細目	考査方法	考査のポイント
(1) 灌木及び喬木それぞれの10種以上を識別し、その名称と特性を説明できること。	実演の後に口述	・ 図示などを用いることもできる。
(2) 用材となる植物10種以上を知り、それぞれの用途を述べること。	口述または記述	・ 植物の識別は図などを用いるのもよい。
(3) 森林愛護のための立札などを作り、標語、ポスターを作って掲示すること。	作品の提出	・ 報告書(写真を添付)に代えることができる。
(4) 森林を害する害虫と害獣を知り、その防除法を知ること。	口述または記述	—
(5) 樹木の種子3種以上を採集し、たねまきした経験があること、または実生の採集、移植の経験を有すること。	報告書の提出	・ 報告書には、保護者、指導員などの証印を要する。
(6) 植林に関する次の項目すべての経験を有すること。 ア 新植 イ 間伐 ウ 下刈り エ 手入れ	報告書の提出	・ 報告書には、保護者、指導員などの証印を要する。
(7) 森林被害の統計を調べ、その原因について考察すること。	報告書の提出	—
(8) 森林火災の予防措置と消火法及び森林火災発見に際してとるべき措置を知ること。	口述または記述	—
(9) 「自然保護憲章」の大要を知り、説明できること。	口述または記述	・ 要点とねらいを説明させる。